

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定……………一
……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
 - 建築基準法による一団地の区域……………一
……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
 - 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………二
……（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…
 - クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………二
……（保健医療局健康安全全部健康安全課）…
 - 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………三
……（産業労働局農林水産部水産課）…
 - 漁船損害等補償法による付保義務の発生……………三
……（同）…
- 公 告
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………三
……（環境局総務部環境政策課）…

告示

●東京都告示第九百五十四号

東京都景観条例（平成十八年東京都条例第三百三十六号）第二十二条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物を次のとおり選定する。

令和七年十月三日

名称	構造及び規模	所在地
日本基督教団高輪教会	木造、一階建て	港区高輪三丁目十五番十五号
常盤堂雷おこし本舗雷門本店	RC造、三階建て	台東区浅草一丁目三番二号
曙湯	木造、二階建て	台東区浅草四丁目十七番一号
鶴の湯	木造、一階建て	台東区浅草橋五丁目二十七番二号
東京浴場	木造、二階建て	品川区大井二丁目十二番十六号
明神湯	木造、二階建て	大田区南雪谷五丁目十四番七号

●東京都告示第九百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

対象区域の地名地番及び認定年月日	認定年月日
対象区域の地名地番	
豊島区目白二丁目十二番一の一部、同番七、同番八、同番十七、同番二十七	令和七年九月十

十、千五十七番一の一部、同番十八、同番二十から同番二十二まで、同番二十五の一部、同番二十六から同番三十二まで、千二百三十三番二、千二百三十三番及び同番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区代々木神園町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

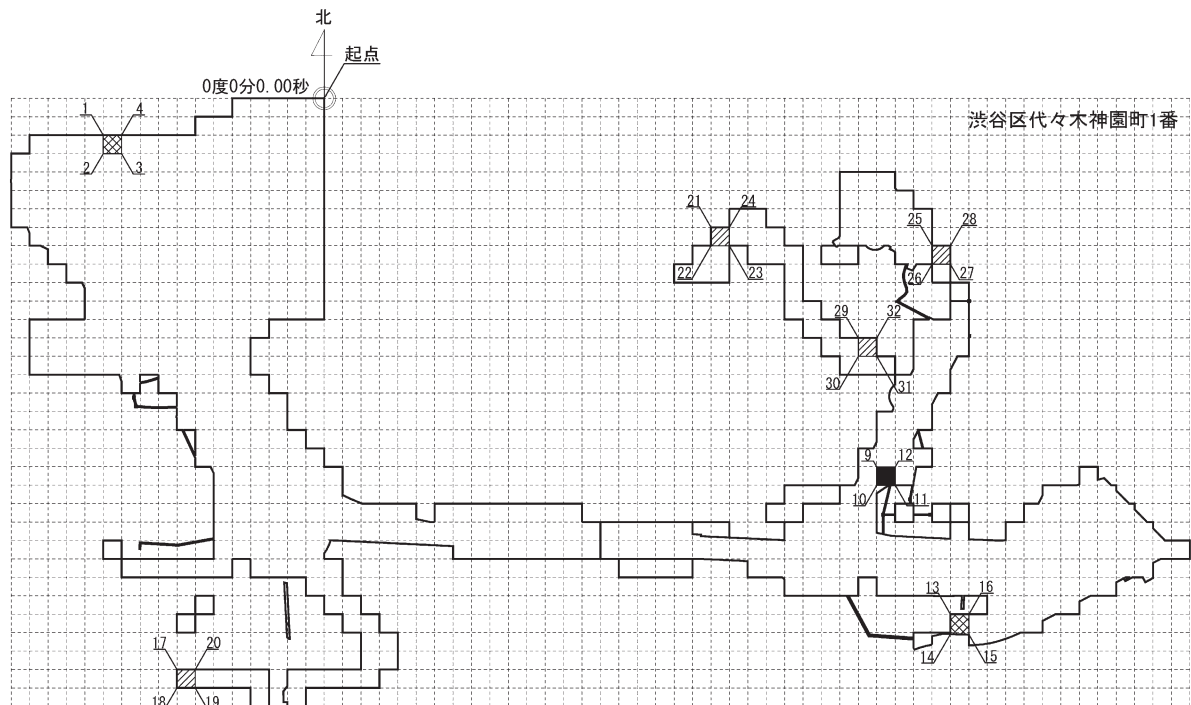
【格子の回転角度(0度0分0.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、X座標:-36450.3147、Y座標:-12382.1370とする。

別 図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第1090号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和7年東京都告示第296号により指定した区域)
- 指定を解除する区域

点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標	点名	X座標	Y座標
起点	-36450.3147	-12382.1370	14	-36741.0862	-12042.1370	24	-36520.3147	-12162.1370
1	-36470.3147	-12502.1370	15	-36741.3748	-12032.1370	25	-36530.3147	-12052.1370
2	-36480.3147	-12502.1370	16	-36730.3147	-12032.1370	26	-36540.3147	-12052.1370
3	-36480.3147	-12492.1370	17	-36760.3147	-12462.1370	27	-36540.3147	-12042.1370
4	-36470.3147	-12492.1370	18	-36770.3147	-12462.1370	28	-36530.3147	-12042.1370
9	-36650.3147	-12082.1370	19	-36770.3147	-12452.1370	29	-36580.3147	-12082.1370
10	-36660.3147	-12082.1370	20	-36760.3147	-12452.1370	30	-36590.3147	-12092.1370
11	-36660.3147	-12072.1370	21	-36520.3147	-12172.1370	31	-36590.3147	-12082.1370
12	-36650.3147	-12072.1370	22	-36530.3147	-12172.1370	32	-36580.3147	-12082.1370
13	-36730.3147	-12042.1370	23	-36530.3147	-12162.1370			

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第九百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に香川県高松市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和七年九月三日

●東京都告示第九百五十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八條の二第一項及び第八條の三の規定に基づき、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習であつて通信制で行う研修及び講習（以下「第二型研修等」という。）を次のように指定する。

令和七年十月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 第二型研修等の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
港区新橋六丁目八番二号

二 受講対象者

都内に所在するクリーニング師及び業務従事者

者のうち次のいずれかに該当する者 (一) へき地離島、遠隔地に居住する者 (二) 聴覚障害等の障害により研修会場等での受講が困難と知事が認めたる者 (一) クリーニング師の研修 令和七年十一月十日から同年十二月十二日まで (二) 業務従事者に対する講習 令和七年十一月九日から同年十二月十一日まで (一) クリーニング師の研修 五千円 (二) 業務従事者に対する講習 四千五百円 四 受講料		いて法第百十二条第一項の規定による同意があったと認め たので、法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十五条の規定により告示する。 なお、法第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和七年十月五日から発生する。 令和七年十月三日 東京都知事 小 池 百合子 小笠原母島加入区 小笠原母島加入区		都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和七年十月十七日（金曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は電子申請サービスにより提出すること。 (一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号 (二) 対象事業の名称 (三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内） 四 公述申出先 (一) 持参又は郵送 東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当 郵便番号一六三ー八〇〇ー一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階 (二) 電子申請サービス 入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。 ホームページ https://www.kankyometro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/ 五 公述人の選定 (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。 (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。 (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。		●東京都告示第九百六十号 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条の二第二項の規定による届出を同条第三項の規定により審査した結果、次の加入区につ 令和七年十月三日 東京都知事 小 池 百合子 小笠原母島加入区 小笠原母島加入区		●東京都告示第九百五十九号 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第一号の規定により、次の加入区における令和三年東京都告示第千二百三十六号による保険に付すべき義務は、令和七年十月四日限りで消滅する。 令和七年十月三日 東京都知事 小 池 百合子 小笠原母島加入区 小笠原母島加入区		東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について 東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、世田谷清掃工場建替事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。 令和七年十月三日 東京都知事 小 池 百合子 一 日時 令和七年十一月五日（水曜日）午後二時開始 二 場所 上用賀アートホール 世田谷区上用賀五丁目十四番一号一〇二 三 公述申出の方法等	
---	--	--	--	---	--	---	--	--	--	---	--

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三（五三八八）三四四一（直通）

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

価定

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

